

第18回 湿原再生小委員会 議事要旨

平成29年3月10日(金) 13:30~15:30
釧路地方合同庁舎 7階 共用第5会議室

1. 開会

2. 議事1 第23回 釧路湿原自然再生協議会の概要について

(委員長)

- ・第23回釧路湿原自然再生協議会において、委員から幌呂地区湿原再生工事の土砂置場について質問があり、協議会の会長から小委員会を開いて事実関係を明らかにし、今後の対応について議論するようにと指示があった。
- ・会長からは、土地所有者である鶴居村の意向を踏まえ、協議を丁寧に行うとともに置土地の土砂流出がないようにと付言されている。

3. 議事2 平成28年度 幌呂地区自然再生工事の土砂置場について

(委員長)

- ・本来であれば幌呂地区湿原再生で搬出する土砂の置土先についても、周辺影響がないように議論すべき内容であった。今回は、幌呂地区の置土の経緯と現状を確認して頂き、質問のあった対応策について意見を伺いたい。

(委員)

- ・今回議論する置土地の搬出土について「土砂」といってもよいか。

(委員長)

- ・今の質問の内容は、一口に「土砂」というとあまりに広がってしまうため、「幌呂で削った土砂」を置く場所について議論しているという「定義」でよい。

(委員)

- ・写真④の除雪部分に実際に現地で確認して登ってみたが、硬かった。このため、除雪だけでなく置き場を押し広げて置いたのではないかと見えた。
- ・工事は11月ころから始まったと記憶しており、納得がいかないがこの点はどうか。

(事務局)

- ・除雪は1月7日に実施した。この時、既に雪が積もっている状態だった。
- ・17Pに除雪したラインを表示しているが、13Pの写真を見ただけであればわかるように、樹木

が生えている場所までは除雪していないので、放牧地内の置土である。

(委員長)

- ・除雪は雪だけを除けているのだが、部分的にホザキシモツケ、ヨシ等の植生も枯草として巻き込まれた。
- ・雪山では雪が溶け始めたために、この枯草が露出したもので、決して表土を剥いだわけではないという説明である。

(事務局)

- ・現地は凍結しなければ重機が入れないような場所であるため、凍結後に除雪を実施しているので、表土は剥いではない。

(委員)

- ・13Pの写真で、黄土色の部分は湿地であると思う。この部分を工事時にきれいに扇形に整形したのではないか。工事の基本としては湿地を潰さないということがあると思うが、整形のようなことは行われたのか、確認したくてそのような質問をした。

(委員長)

- ・当該地が湿原ではないかとの指摘であるが、ほかに情報をお持ちの方は提供下さい。

(関係行政機関)

- ・除雪が行われたのは牧柵の内側であるので、公共牧場の放牧地であり、湿地という認識はない。

(委員長)

- ・牧野として利用されていたので、湿地ではないというお話だった。
- ・放牧を中止してからどのくらい経過しているのか。

(関係行政機関)

- ・年数については不明だが、ある程度の年数は経っていると思う。

(委員長)

- ・現状について私からも情報提供したい。
- ・現状は河畔に抛水林がある。ハンノキ、ヤチダモ、マユミといった構成である。林床は少し湿った状態で、未利用になってから自然にヤチボウズが出現していた。
- ・13Pの黄土色の部分は少し地盤が低くなっており、ヨシが自然回復していた。

(委員)

- ・協議会の議論後に土砂の搬入を中止して頂いて本当に感謝している。

- ・置土場については、処置を行えば土砂を再度運搬を再開する予定なのか教えてほしい。

(事務局)

- ・協議会で中村委員長が指摘されたように、ツルハシナイ川は自然度の高い河川であり、それを踏まえて対策を行いたいと考えている。この対策が十分かどうか検証しなければならないので、さらに土砂の搬入は考えていない。

(委員)

- ・明渠排水路に対してはかなり近いと思うので、ここの対策を急いで実施してほしい。
- ・もう少し距離をおいて、溝を掘るなどの対策がよいかと思う。

(事務局)

- ・ご意見を踏まえ、明渠排水路の近くについては内側により多くの土を持っていくなど、距離を取れるように工事を実施したい。

(委員)

- ・今後、置土場の土砂はこのまま置いておくのか、それとも移動するのか。それによって今後の対策が変わると考える。
- ・植生回復を待つと資料にあるが、どのような種を想定しているのか。
- ・一時的な置土であれば種子吹付等の手法もあるだろうし、自然に戻るのであれば、自然に回復するのを待てば良いと思う。

(関係行政機関)

- ・現状、すぐにこの場所の利用をする予定はない。
- ・将来的に置土によって排水が良くなるのであれば、放牧地などとして利用する可能性はある。

(委員長)

- ・置いている土の処理をどうするのか。
- ・他の置土場では植生が回復しているとあるが、どのような植生が回復しているのか。

(事務局)

- ・融雪により地盤が軟弱になると工事が行えないため、また融雪出水に備えるため、第一優先として3月中に土砂溜溝を施工する。
- ・20Pにあるように土砂溜溝を施工するため、置土を白い線から赤い線まで引く。
- ・当面、植生は自然回復を待ち、播種・吹付はしない。一部、自然回復しない箇所があったら、幌呂から表土を運んで、張りつける。

(委員)

- ・土砂溜溝とツルハシナイ川の間は湿原だと思うが、溝を掘るために湿原が乾燥するのではないか。

(委員長)

- ・土砂溜溝の設置は放牧地内で行い、湿原ではない場所となります。

(事務局)

- ・置土場はツルハシナイ川に向かって勾配が低くなっており、土砂溜溝とツルハシナイ川を比べるとツルハシナイ川の方が低いため、溝による乾燥化はないと考えています。

(委員)

- ・現状、湿地に戻っているような箇所に土砂を持ってくることは、幌呂で実施している地盤切り下げとは逆のことをしていると感じる。
- ・もし、鶴居村で農地利用をしたいと考えているのであれば、播種をするべきであると思う。施策が矛盾していると感じる。

(委員長)

- ・自然再生協議会の全体構想の原則として、住民の生産活動を損なわずに再生事業をすると明記している。
- ・置土場については、土地所有者である鶴居村との協議のうえ、今後の農地利用も見据え、かつツルハシナイ川に影響がないようにとの条件付きで土を置くことになった。
- ・また、現場付近のトラストサルンの保護地については、トラストサルンとその土地利用者間で合意があったと思うが、今回のこの場所は鶴居村との合意だった。これらは分けて考える必要がある。
- ・今回は、このままではツルハシナイ川に土砂が行く可能性があったため、対策を行った。
- ・置土場については元来放牧地であり、鶴居村としては今後も使う可能性がある土地である。
- ・この置土場を自然再生地とする協議を鶴居村とは行っていないし、協議会でもそのような議論をしたことはない。
- ・幌呂地区はかつて未利用地であったが、土地利用者との合意の上、湿原再生の事業地とした場所である。
- ・幌呂地区と今回の置土場の場所については分けて考える必要がある。

(委員)

- ・法面処理や土砂溜溝の対策については理解したが、明渠排水路やツルハシナイ川への影響の有無についての調査はどうなるか。

(事務局)

- ・河川のパトロールの場所に設定されているため、降雨時には巡視を行う。
- ・普段についても巡視をして、溝の状態がどうであるか、周りの植生の変化がどうであるかをモニタリングする。
- ・想定外の大きな雨が降った場合は、出水対応と同じように土のうを設置するなどの対応を行っていきたい。

(委員)

- ・大きな出水とは別に、普段のジワジワと徐々に土砂が少しずつしみだすような場合についてはどう考えるのか。

(事務局)

- ・土砂溜溝がトラップすることになるので、その溝の状態を確認することでモニタリングしたい。

(委員)

- ・酪農家は、堆肥を保管する場合は、上にクロスシートをかける。降雨についてはシートを張るのがよいと思う。

(事務局)

- ・当面は今の対策について実施するが、そのような対策方法についても必要に応じて検討したいと思う。

(委員長代理)

- ・11Pの平成28年度の未施工部分については今年度中に掘削する予定はあるか。

(事務局)

- ・今年度の掘削工事は実施しない。

(委員長代理)

- ・これから幌呂地区で発生する掘削土の置土場について、見通しはあるか。

(関係行政機関)

- ・鶴居村の置土場についてはあまり候補地がないのが現状である、釧路開建とも協議したい。

(委員)

- ・置土場には土を置いていない場所がまだ1/3程度ある。この土地を利用して土をならし、全体の高さを低くしてはどうか。

(事務局)

- ・土地の所有者である鶴居村の意向も踏まえ、協議したいと思う。

(委員)

- ・14Pの写真をみると、ブルドーザーで押した部分が灰色になっている。13Pをみるとこの部分は黄土色の部分であり、この部分は低くなっている。これは、この低地をつぶしたという事である。
- ・地目としては一筆農地だが、これからの環境政策では地目はどうあれ湿地であれば大事にするべきである。
- ・これからは現状をしっかりと見て、「こういうことはしない」という確約というか、関係者の間ではっきりしないといけない。
- ・ヨーロッパでは所有者が何と言おうと、小さな湿地を潰してはいけない、という法律までであると聞いているので、湿地の価値を認める事が大事ではないか。

(委員)

- ・泥炭地を農地利用しているような場所は、放っておくとすぐに湿地になってしまう。
- ・このような場所を湿地とみなされ法律で制限をかけるのは、日本の食料生産を担う営農者の立場として困る。
- ・現在の置土場のように、置土をすれば地盤が高くなり農地の利用価値は上がると思う。

(委員)

- ・法律で縛るとかではなく、大切なものとして意識の共有が必要かと思う。

4. 全体を通して

(委員)

- ・置土場については、今後搬出先が難しくなると思うが、どう考えるか。

(事務局)

- ・方法として問題とならない置土場を探すこと又は、掘り方を工夫して、幌呂の事業区内でおさめることが考えられるが、具体については検討していきたい。

(委員)

- ・小委員会開催について、経緯や背景について、委員会の案内をもらう時にもう少し詳しく教えてほしい。

(事務局)

- ・今後開催案内等について工夫していきたい。

第18回湿原再生小委員会における課題と対応方針（案）

項目	発言概要	回答および今後の対応方針（案）
幌呂地区自然再生工事の土砂置場について	<ul style="list-style-type: none"> ・湿原再生工事で搬出する土砂について、周辺影響がないように置土場についても議論すべきである 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、小委員会で説明し意見をいただきなが進めていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・明渠排水路部分はかなり近いので、この対策を急いで実施してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渠排水路付近は内側により多くの土を持っていくなど、距離を取れるように工事を実施したい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・明渠排水路やツルハシナイ川への影響調査はどうするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川のパトロールの場所に設定されているため平常時及び、降雨時の巡視を行い、溝の状態や周辺植生の変化をモニタリングする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の置土場には土を置いていない場所がまだ1/3程度ある。この土地を利用して土を低くならし均し、全体の高さを低くしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有者である鶴居村の意向も踏まえ、協議検討したいと思う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・現状で置土場の少ないことについては、今後搬出先が難しくなると思うが、どう考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体対策については今後検討していきたい。
全体を通して	<ul style="list-style-type: none"> ・小委員会開催について、経緯や背景について、委員会の案内をもらう時にもう少し詳しく教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後開催案内等について工夫していきたい。